

奨学のための給付金のご案内 (詳細版)

1

「奨学のための給付金」とは？

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯で私立高校生等又は専攻科生徒がいる世帯の保護者に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付する制度です。

2

給付対象者

保護者及び生徒が、基準日（原則7月1日現在。秋入学等の生徒はその入学日現在）において次の全ての要件に該当する場合、給付金の給付の対象となります。

- (1) 生徒が私立の高等学校等又は専攻科に在学していること。
- (2) 生徒が高等学校等就学支援金若しくは学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格者であること。
- (3) 保護者が青森県内に住所を有していること。
- (4) **基準日において生活保護法による生業扶助を受けていること又は基準日の属する年度分の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。**

(両親が保護者の場合、父母両方が非課税である必要があります。)

※ 災害等による離職や傷病等により家計が急変した世帯の場合、今後の収入見込みにより、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であると認められる場合には、給付金の給付の対象となる場合があります。

※ **新入生世帯に限り、4～6月分の給付金の早期給付を受けることが可能です。**

なお、次のいずれかに該当する場合は、給付の対象となりません。

- (1) 生徒が児童福祉法による措置に要する費用の支弁対象であり、その生徒に係る見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が支弁されている場合
- (2) 生徒又は保護者が青森県以外の団体又は個人から、奨学のための給付金の給付額を超える、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受けている場合
- (3) 生徒がその年の4月1日から翌年の3月31日までの全期間休学している場合

※ **生徒が青森県内の私立の高等学校等又は専攻科に在学していても、保護者の住所が他都道府県にある場合は、青森県からこの給付金を受けることはできません。**

3

給付額

区分		道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 (生活保護(生業扶助)受給世帯を除く。)				
		給付金の対象となる通信制の高校生等がない世帯			【第4号世帯】 この生徒に被扶養者である高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(中学生を除く。)がいる世帯	【第5号世帯】 給付金の対象となる通信制の高校生等がいる世帯
【第1号世帯】 生活保護(生業扶助)受給世帯	【第2号世帯】 この生徒が1人目の給付申請である場合(第1子の申請)	【第3号世帯】 この生徒が2人目以降の給付申請である場合(第2子以降の申請)	1人あたり 年額142,600円	1人あたり 年額152,000円		
通信制以外	1人あたり 年額52,600円	1人あたり 年額142,600円	1人あたり 年額152,000円	1人あたり 年額152,000円	1人あたり 年額152,000円	1人あたり 年額52,100円
通信制	1人あたり 年額52,600円	—	—	—	1人あたり 年額52,100円	1人あたり 年額52,100円

※災害等（自然災害や火事等）により制服が喪失・毀損した場合は、上記金額に81,000円を加算することができます。該当する場合は、随時御相談ください（第1号世帯を除く）。

4

申請手続

- 生徒が在学する学校に対し、各学校が定める期限（7月頃）までに、申請してください。
- 早期給付を希望する場合も、各学校が定める期限（5月頃）までに、申請してください。
- 家計急変や、災害等により制服が喪失・毀損した場合には、随時相談及び申請手続を行ってください。
- 2人以上の生徒がいる場合は、1人の生徒につき1件の申請が必要となります。

5

申請書類

- 申請書（正本に限る。コピー不可）
 - ・青森県私立高校生等奨学のための給付金受給申請書（別紙様式1）
 - ・青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書（別紙様式1）
 ※この申請書にチェックする「世帯の区分」については、別添のフローシートをご活用ください。
- 添付書類
 - (1) 生業扶助受給世帯の場合
 - ① 生業扶助を受けていることを証明する書類（生活保護受給証明書（原本）。なお、交付日が7月1日以降の日付で3カ月以内のもの）
 - ② 給付金の振込先口座の通帳の写し（口座番号がわかるもの）
 - (2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の場合
 - ア この生徒に被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）がいない場合
 - ① その年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを確認できる書類※保護者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。
（例）個人番号カードの写し、市町村が発行する課税証明書、非課税証明書、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書、納税額通知書 など
 - ② 世帯の状況に関する申立書（別紙様式2）
 - ③ 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）
 - イ この生徒に被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）がいる場合
 - ① その年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを確認できる書類
 - ② 世帯の状況に関する申立書（別紙様式2）
 - ③ 15歳以上23歳未満の被扶養者（中学生を除く。）が保護者等に扶養されていることを確認できる書類（例）被扶養者の健康保険被保険者証の写し
 - ④ 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）
 - ウ 専攻科の生徒がいる場合
 - アに掲げる書類
 - (3) 青森県以外の区域に設置されている高等学校等又は専攻科に在学している生徒
 - (1)～(2)に掲げる書類のほか、次の書類を提出してください。
 - ① 在学証明書
 - ② 高等学校等就学支援金若しくは専攻科支援金の受給資格があること又は学び直し支援金を受けていることを明らかにする書類
 - ③ 個人対象要件を満たしていることを明らかにする書類（専攻科のみ）
 - (4) その他
 - 給付金と授業料以外の教育に必要な経費（学校徴収金等）との相殺を希望する場合は、(1)～(3)に掲げる書類のほか、給付金の受給を学校設置者（学校長）に委任する旨の委任状を提出してください。

6

その他

- 給付金の振り込みの時期：早期給付7月、通常給付12月（いずれも予定）
- 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、その給付金を返還していただきます。

7

問合せ先（在学する学校又は下記にお問い合わせください。）

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県子ども家庭部県民活躍推進課 学事振興グループ（TEL 017-734-9869）

奨学のための給付金「世帯の区分」フローシート

このフローシートは、奨学のための給付金受給申請書の「1 世帯の区分」にチェックする欄を確認するためのものです。次のフローに沿って奨学のための給付金受給申請書にチェックする世帯の区分を確認してください。

あなた（申請者）の住所地は、青森県ですか？

はい

いいえ

あなたの住所地の都道府県にお問い合わせください。

給付申請の対象となる生徒は、本年7月1日に高等学校等又は専攻科に在学していますか？（注1）

はい

いいえ

給付金の支給対象外です。

生徒の保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税ですか？

はい

いいえ

給付金の支給対象外です。

給付申請の対象となる生徒は、専攻科の生徒ですか？

はい

いいえ

専攻科
世帯

生活保護法による生業扶助の措置を受けていますか？

はい

いいえ

第1号
世帯

あなたの世帯に給付金の対象となる通信制の生徒がいますか？

はい

いいえ

第5号
世帯

この生徒に、あなたが扶養している高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）がいますか？
（例）給付対象外の高校生、大学生、社会人等の兄弟姉妹

はい

いいえ

第4号
世帯

この生徒は、何人目の給付申請にあたりますか？（注2）

1人目

2人目以降

第2号
世帯

第3号
世帯

（注1）

秋入学等の生徒については、「その秋入学の日に入学しましたか？」と読み替えてください。

※途中入学の場合は対象外となります。

また、家計急変や早期給付を希望する場合には、それぞれの基準日で判断してください。

（注2）

複数の高校生等を申請する場合は、最年長の高校生等を「1人目」、それ以外の高校生等を「2人目以降」として申請してください。